

## 第3章 施策の進捗状況の評価と今後の方向性

「大阪21世紀の環境総合計画」において長期的な目標を定めた6つの主要課題について、施策の進捗状況の評価して今後の方向性を検討するとともに、個別の計画目標の達成状況について毎年度把握し、外部の意見も取り入れながら計画を進行管理していきます。

### 1 主要課題の進捗状況及び今後の方向性

#### (1) 資源循環

##### 【進捗状況の評価】

平成14年3月に策定した「大阪府廃棄物処理計画」において、廃棄物の最終処分量を2010（平成22）年度までに1997（平成9）年度比で概ね半減させることをみすえつつ、2005（平成17）年度における最終処分量を一般廃棄物については84万トンに、産業廃棄物については111万トンに削減することなどを目標としています。

一般廃棄物の最終処分量は、平成16年度には73万トンとなっており、すでに平成17年度目標の84万トンを11万トン下回っています。

また、産業廃棄物の最終処分量は、平成12年度には147万トンとなっていますが、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、再生利用量等も含めた目標達成に向けて継続した取り組みを進めることが必要です。

##### 【今後の方向性】

今後も引き続き、「府廃棄物処理計画」に基づき、府民団体や事業者団体等からなる大阪府リサイクル社会推進会議において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の推進など廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の3Rを進めるための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、循環型社会形成推進条例に基づき、平成16年4月に創設したリサイクル製品認定制度の運用をはじめとして、循環型社会形成に向けた施策を展開していきます。

加えて、平成17年7月に国から承認を受けた「大阪府エコタウンプラン」に基づき、民間事業者を主体としたリサイクル施設の整備等を促進しま

す。さらに、アジア各国への3R技術移転を進めます。

#### (2) 水循環

##### 【進捗状況の評価】

健全な水循環を再生するため、水循環に関するホームページを開設し広く情報発信するとともに、雨水浸透施設や貯留施設の設置、多自然型川づくりや河川浄化事業などの、河川環境整備を進めました。寝屋川流域においては、平成16年5月に策定した「寝屋川流域清流ルネッサンス（水環境改善緊急行動計画）」に基づき、水循環の再生のモデル流域としての取り組みを進めています。

また、散水等への下水処理水の有効利用を一層図るため、処理水供給施設「Q水くん」を11箇所の水みらいセンターに設置しており、平成17年度末の下水処理水の有効利用率は約18%となっています。

##### 【今後の方向性】

今後とも、水環境の保全を図るとともに、下水高度処理水の有効利用推進、森林保全による水源涵養の促進、農地やため池等の保全・活用による保水・遊水機能の向上、また府民協働による雨水利用の促進を通じた啓発や水文化の育成等、健全な水循環の再生に向け、総合的な施策の展開を図ります。

(3) 地球環境（ヒートアイランド対策を含む  
2つの温暖化対策）

#### ■ 地球温暖化対策

##### 【進捗状況の評価】

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」では平成22年度の府域の温室効果ガス排出量を基準年度から9%削減することを目標としていますが、平成15年度の温室効果ガス排出量は基準年度比1.3%増加、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素排出量は8.5%増加しています。

そこで、平成17年9月に地球温暖化対策地域推進計画の全面改定を行い、事業活動や建築物の温暖化対策を促す温暖化の防止等に関する条例を制定するとともに、企業や家庭での温暖化防止に向けた取り組み、府有施設や民間へのE S C O事業の導入、太陽光発電をはじめとする新エネルギー等の普及を進めました。また、地球温暖化防止活動推進センターと連携して、啓発イベント・セミナーを開催するとともに、地域やNPO、業界団体等で組織する協議会に参画し、省エネルギー機器の普及に努めました。さらに、府が委嘱した地球温暖化防止活動推進員が、各地域で省エネルギー行動の普及活動を行いました。

##### 【今後の方向性】

改定した「府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、目標の達成に向けて、前出の条例の円滑な運用や、毎月16日の「ストップ地球温暖化デー」などを中心とした普及啓発事業を通じて、府民、事業者者に省エネルギーの促進、新エネルギーの普及を図ります。またその際には、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、府内市町村や近隣府県、NPO等あらゆる主体との連携を更に強化し、効果的な事業を実施していきます。

#### ■ ヒートアイランド対策

##### 【進捗状況の評価】

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、各主体の連携のもとに諸対策を推進していきます。

熱赤外センサー搭載の航空機から撮影した熱画像と土地利用データ等を併せて解析した「熱環境マップ」を作成しました。

また、平成17年10月に自然環境保全条例を改正し、建築物の敷地等における緑化について、一定規模以上の敷地における建築物の新築・改築・増築を行なう建築主に対し緑化することを義務付ける制度を創設するとともに、前出の温暖化の防止等に関する条例により事業者の事業活動に伴う人工排熱の抑制や、建築物の新築、増改築を行う建築主にヒートアイランド対策を促す制度を創設しました。

さらに、北大阪地域の市街地を対象に府管理道路への下水高度処理水を活用した散水の実施や、打ち水をとおした各種啓発活動を行う「北大阪打ち水大作戦」を実施するなど、府民、企業、NPO等と協働したヒートアイランド対策も実施しました。

##### 【今後の方向性】

「熱環境マップ」の地域特性に応じたヒートアイランド対策をまとめたガイドライン（対策指針・技術マニュアル）を作成するとともに、自然環境保全条例に基づく「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」の適切な運用につとめます。さらに、北大阪地域の市街地を中心に「北大阪打ち水大作戦」を実施するなど、府民、企業、NPO等と協働したヒートアイランド対策を引き続き実施していきます。

#### (4) 交通環境

##### 【進捗状況の評価】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度は緩やかな減少傾向にあり、一般環境大気測定局の二酸化窒素については環境保全目標を全て達成しましたが、自動車排出ガス測定局の二酸化窒素と一般局及び自排局の浮遊粒子状物質については、9割強の達成にとどまっています。

また、騒音については、低騒音舗装の敷設等の道路構造対策や交通流対策などの各種環境対策を講じていますが、依然として騒音に係る環境保全

目標を達成していない状況です。

#### 【今後の方向性】

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の達成率は、黄砂などの気象等の影響により年度によって変動があります。環境保全目標の達成・維持を図るため、平成15年7月に策定した「府自動車NOx・PM総量削減計画」に基づき、低公害車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携し、計画的、総合的に推進します。

また、騒音については「大阪府道路環境対策連絡会議」において道路構造や交通状況に応じて効果的な対策を検討し、環境保全目標の達成に向け、総合的・計画的に対策を推進します。

#### (5) 有害化学物質

##### 【進捗状況の評価】

2005（平成17）年度までに府内のダイオキシン類の排出量を2000（平成12）年度比で約4割削減することなどを目標としており、平成17年度における排出量は平成12年度から83.6%削減しています。

また、ダイオキシン類の環境濃度は、大気、海域水質・底質、地下水、土壌については、環境保全目標を超過した地点はありませんでしたが、河川の水質・底質で環境保全目標を超過した地点があったことから、関係機関と連携し原因究明調査や周辺事業所の指導等を行いました。

##### 【今後の方向性】

今後も、ダイオキシン類に関しては廃棄物焼却炉等の発生源を設置している事業者に対する排出抑制指導を徹底します。また、大気、水質、土壌等のダイオキシン類の環境調査を継続するとともに、環境保全目標を達成していない地点については、その原因の究明と対策に努めます。

また、アスベストについても府民の健康を守るため、アスベスト濃度の実態調査を実施するとともに、建築物解体時等における飛散防止対策を強化するため、改正した府生活環境の保全等に関する条例を適正に運用していきます。

その他の有害化学物質についても、PRT法に基づいて把握した排出量等を参考にして、事業者による自主的な化学物質管理の改善の促進を図ります。

#### (6) エコロジカルネットワーク

##### 【進捗状況の評価】

生きものの生息・生育環境の場や移動経路の確保、ゆとりと潤いを共感する景観の形成などに資するエコロジカルネットワーク（周辺山系とベイエリアを結ぶ河川や都市公園を結ぶ緑道などが形成する水と緑のネットワーク）の形成に向けた取り組みを実施しています。

都市再生事業プロジェクト（第3次決定）により位置づけされた「近畿圏の自然環境の総点検」において、平成17年度は、流域単位で「山・里・海」のつながりを検討するモデル地域として岸和田市が選定され、本地域で自然環境の保全・再生等の活動を実施しているNPO団体や専門家、国（国交省、農水省、環境省、林野庁）及び府・市関係課でワーキンググループを組織し、流域単位のエコロジカルネットワークの形成手法を検討しました。

##### 【今後の方向性】

国、府及び市町村の連携により、エコロジカルネットワーク形成に向けた具体的取組みの調整を行うとともに、自然環境施策の重点的な取組例としての普及をめざします。





項目	環境総合計画に掲げた目標		①進捗状況			②目標に対する達成状況	③部局名
	平成17年度	平成22年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度		
<b>II 環境への負荷が少ない健康的で安心な暮らしの確保(健康)</b>							
<b>1 自動車公害の防止</b>							
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率	二酸化窒素の環境保全目標の概ね達成	環境保全目標の達成	二酸化窒素:一般局100% 自排局78.9% 浮遊粒子状物質: 一般局100% 自排局100%	二酸化窒素:一般局100% 自排局79.5% 浮遊粒子状物質: 一般局100% 自排局100%	二酸化窒素:一般局100% 自排局92.3% 浮遊粒子状物質: 一般局98.6% 自排局97.2%	<一部達成> 二酸化窒素の一般環境測定局のみ100%達成し、その他は9割強の達成となっている。	
自動車排出大気汚染物質排出量	窒素酸化物: 20,950トン/年 粒子状物質: 1,200トン/年	窒素酸化物: 16,450トン/年 粒子状物質: 740トン/年	(平成14年度) 窒素酸化物: 22,010トン/年 粒子状物質: 2,070トン/年	(平成15年度) 窒素酸化物: 21,410トン/年 粒子状物質: 1,940トン/年	(平成16年度) 窒素酸化物: 21,560トン/年 粒子状物質: 1,820トン/年	<未達成> H22目標(窒素酸化物16,450トン、粒子状物質740トン)まで削減必要 <要請限度 88%>	環境農林水産部 環境管理室 交通環境課
道路に面する地域の環境騒音	要請限度値を超える地域を解消	環境保全目標の概ね達成	環境保全目標達成戸数321,311戸(評価対象戸数435,860戸) 要請限度との比較 達成地点266地点(測定地点数316地点)	環境保全目標達成戸数329,861戸(評価対象戸数443,121戸) 要請限度との比較 達成地点281地点(測定地点数331地点)	環境保全目標達成戸数329,861戸(評価対象戸数443,121戸)(H16年度) 要請限度との比較 達成地点266地点(測定地点数302地点)	<環境保全目標 74%> H22目標「概ね達成」に対して、H16実績329,861戸(評価戸数443,121戸)の達成率 <要請限度 88%> H17目標の要請限度値を超える地域を解消し、実績266地点(測定地点数302地点)の達成	
<b>2 廃棄物の適正処理</b>							
一般廃棄物最終処分量	84万トン/年	56万トン/年	(平成14年度) 75万トン/年	(平成15年度) 75万トン/年	(平成16年度) 73万トン/年	<達成(H17年目標)> H17目標84万トン/年を下回り削減	環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課
産業廃棄物最終処分量	111万トン/年	100万トン/年	(平成12年度)147万トン/年 (5年毎に調査実施、次回は平成17年度の状況について平成18年度内に実施)			<現時点で評価不可> H17実績についてH18年度内に調査実施	環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
<b>3 大気環境の保全</b>							
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率	二酸化窒素の環境保全目標の概ね達成	環境保全目標の達成	二酸化窒素: 一般局100% 自排局78.9% 浮遊粒子状物質: 一般局100% 自排局100%	二酸化窒素: 一般局100% 自排局79.5% 浮遊粒子状物質: 一般局100% 自排局100%	二酸化窒素: 一般局100% 自排局92.3% 浮遊粒子状物質: 一般局98.6% 自排局97.2%	<一部達成> 二酸化窒素の一般環境測定局のみ100%達成し、その他は9割強の達成となっている。	
大気汚染物質排出量	窒素酸化物: 48,540トン/年 粒子状物質: 17,200トン/年 (粒子状物質は、二次生成物質も含む)	窒素酸化物: 43,860トン/年 粒子状物質: 16,220トン/年 (粒子状物質は、二次生成物質も含む)	(平成9年度) 窒素酸化物: 工場等 16,100トン/年 自動車 27,640トン/年 粒子状物質: 20,900トン/年 (粒子状物質については二次生成物質も含む)	(平成14年度) 窒素酸化物: 工場等 14,770トン/年 自動車 22,010トン/年 粒子状物質: 工場等 1,330トン/年 自動車 2,070トン/年 (工場の粉じん及び二次生成物質については未集計)	(平成15年度) 窒素酸化物: 工場等 13,150トン/年 自動車 21,410トン/年 粒子状物質: 工場等 1,207トン/年 自動車 1,940トン/年 (工場の粉じん及び二次生成物質については未集計)	<現時点で評価不可> 窒素酸化物は、船舶や民生部門等からの排出量について、粒子状物質では、工場等排出物等について現時点で集計していないため評価不可	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
<b>4 水環境の保全</b>							
公共用水域(環境保全目標達成率)	健康項目 概ね100% BOD(河川)概ね95% COD(海域)概ね80%	健康項目 同左 BOD(河川)概ね100% COD(海域)同左	健康項目 概ね100% BOD(河川) 66.3% COD(海域) 40.0%	健康項目 同左 BOD(河川) 73.8% COD(海域) 40.0%	健康項目 同左 BOD(河川) 70.0% COD(海域) 40.0%	<健康項目 概ね達成> <BOD(河川) 70%> <COD(海域) 50%> H22目標(健康項目「概ね達成」、BOD「概ね100%」、COD「概ね80%」)に対するH17実績「健康項目「概ね達成」、BOD70.0%、COD40.0%」の達成率	環境農林水産部 環境情報センター 環境管理室 環境保全課
COD、窒素、りん、の排出量	COD 95トン/日 窒素 81トン/日 りん 6.5トン/日	国の総量削減基本方針に基づき2006年度に設定します(国において基本方針が未策定)	(平成11年度) COD 103トン/日 りん 7.2トン/日 窒素 90トン/日 (COD、窒素、りんともに、5年毎に調査実施、平成16年度の状況については、平成18年度に確定予定)			<現時点で評価不可> 平成16年度の実績値を算定中のため、達成率の評価は不可。	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
生活排水処理率(汚水衛生処理率)	95%	100%	(平成14年度) 85.7%	(平成15年度) 87.3%	(平成16年度) 88.4%	<88.4%> H22目標100%に対するH16までの実績88.4%の達成率	環境農林水産部 環境管理室 環境情報センター 健康福祉部 環境衛生課
大阪湾の浅海域における干潟、藻場の保全・再生	干潟:49.4ha 藻場:42.7ha	干潟:63.4ha 藻場:47.7ha	干潟:31.4ha 藻場:39.1ha (水産課創造事業分)	干潟:31.4ha 藻場:45.9ha (水産課創造事業分)	干潟:31.4ha 藻場:49.7ha (水産課創造事業分)	<干潟 50%> <藻場 達成(104%)> H22目標(干潟63.4ha、藻場47.7ha)に対するH17までの実績(干潟31.4ha、藻場49.7ha)の達成率	環境農林水産部 水産課
<b>5 地盤環境の保全</b>							
地盤沈下	地盤沈下を進行させない	同左	・地盤沈下観測所における地下水位(43井) 上昇29ヶ所 下降11ヶ所 ・地下水採取量 21万t/日	・地盤沈下観測所における地下水位(43井) 上昇22ヶ所 下降14ヶ所 ・地下水採取量 23万t/日	・地盤沈下観測所における地下水位(43井) 上昇29ヶ所 下降14ヶ所 ・地下水採取量 22万t/日	<概ね達成> 地盤沈下の兆しとしての地下水位低下箇所がみられるがほとんど数10cm以下で、地下水採取量も横ばい傾向であり、地盤沈下は沈静化している。	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
地下水汚染	環境保全目標の概ね達成	同左	86地点中80地点で達成	86地点中82地点で達成	83地点中82地点で達成	<99%> H22目標「概ね達成」に対して、H17の実績は98.8%の達成率	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
土壌汚染	早期発見、早期措置のための制度を構築します	汚染地の影響が周辺に及ばないよう適切に管理されていること	生活環境の保全等に関する条例に土壌汚染に関する規制等を追加した改正条例を施行 (平成16年1月1日)	生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策)に基づき土地所有者等を指導	生活環境の保全等に関する条例(土壌汚染対策)に基づき土地所有者等を指導	<達成(H17目標)> 生活環境の保全等に関する条例に土壌汚染に関する規制等を追加した改正条例を公布・施行済	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
<b>6 騒音・振動の防止</b>							
一般地域の環境騒音	環境保全目標の概ね達成	同左	達成地点339地点(測定地点数509地点)	達成地点325地点(測定地点数493地点)	達成地点341地点(測定地点数498地点)	<68%> H22目標の「概ね達成」に対して、H17実績341地点(測定地点数498地点)の達成率	環境農林水産部 環境管理室 交通環境課
<b>7 有害化学物質による環境リスクの低減・管理</b>							
ダイオキシン類	環境保全目標の概ね達成	同左	環境保全目標達成地点数 測定地点数 大気:59地点/59地点 河川水質:83地点/72地点 河川底質:64地点/70地点 海水水質:12地点/12地点 海域底質:11地点/12地点 地下水:45地点/45地点 土壌:114地点/114地点	環境保全目標達成地点数 測定地点数 大気:56地点/56地点 河川水質:85地点/74地点 河川底質:72地点/74地点 海水水質:12地点/12地点 海域底質:12地点/12地点 地下水:44地点/44地点 土壌:104地点/104地点	環境保全目標達成地点数 測定地点数 大気:54地点/54地点 河川水質:69地点/77地点 河川底質:73地点/77地点 海水水質:12地点/12地点 海域底質:12地点/12地点 地下水:31地点/31地点 土壌:48地点/48地点	<大気 達成> <河川水質:90%> <河川底質:95%> <海域水質 達成> <海域底質 達成> <地下水 達成> <土壌 達成> H17年度の測定地点数に対する環境保全目標達成地点数の割合	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境情報センター
	ダイオキシン類特別措置法で定める特定施設から排出されるダイオキシン類の量を平成12年度の89.4gから約4割削減	平成17年度の目標排出量よりさらに削減	18.5g	15.5g	14.7g	<達成> H17目標を大幅に下回り削減	環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課
その他の化学物質	-	環境リスクの高い化学物質について排出量を削減	PRTR法に基づく第2回目(平成14年度)の排出量の集計結果:50,357トン	PRTR法に基づく第3回目(平成15年度)の排出量の集計結果:27,378トン	PRTR法に基づく第4回目(平成16年度)の排出量の集計結果:28,153トン	<未達成> 環境リスクの高い化学物質の排出削減を促進するための効果的な手法について検討している段階	環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
<b>8 環境保健対策及び公害紛争処理</b>							
健康モニタリング	SPMなどの大気汚染と健康影響について実態を把握	環境保健サーベイランスシステムの運用手法を確立	大気汚染と健康影響について実態調査中(平成13年度~平成15年度)	大気汚染と健康影響について実態調査結果を集計し、サーベイランスシステムに移行	調査結果をとりまとめ終了し、サーベイランスシステムに移行	<概ね達成> 参加している国のサーベイランスシステムが体系的に本格稼働	健康福祉部 環境衛生課







### 3 大阪府環境審議会からの意見

平成17年度の主要施策の進捗状況について、第32回環境審議会（平成18年11月21日開催）において出された意見とそれに対する府の考え方は以下のとおりです。

意見	府の考え方
<p>府のアスベストに関する取り組みは、条例で建築物解体時に測定を義務付けるなど非常に先進的であるが、大気中のアスベスト濃度の評価について、WHO（世界保健機構）の1986年の定性的な判定基準を引用している。その後、WHOは1987年や2000年に新しいリスク評価の試算を示しているので、環境濃度の評価にWHOの新しい試算も考慮してはどうか。</p>	<p>大気中のアスベスト濃度の評価については、1986年のWHOの環境クライテリアを参考とした評価として記載しています。その後、WHOは、アスベストについて、多くの研究結果を踏まえたリスク評価の試算を示していますが、個々の試算結果には幅があり、その評価はまだ確定したものではないとしています。</p> <p>このため、アスベスト環境濃度の調査結果については、データの範囲や平均値を記載することとします。</p> <p>また、アスベストの環境リスク評価については、引き続き情報収集に努めてまいります。</p>
<p>一般廃棄物の1人当たりの排出量が全国一で、リサイクル率は全国で2番目に低いことになっているが、その原因は。</p>	<p>1人当たりの排出量について、府における生活系の一般廃棄物は全国並みですが、全国的にも都市部は事業系の一般廃棄物が多いという状況にあり、1人当たりの排出を算出すると増える傾向にあります。また、リサイクル率が全国に比べ低い明確な原因は不明ですが、近年リサイクル率は年々向上しています。</p> <p>今後とも、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の3Rを進めるための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。</p>
<p>府民はリユースやリサイクルの必要性は認識していても、具体的にどんな取り組みをすればよいか分かりにくいのではないかと。また、川や池へのポイ捨てなども減少していない。</p> <p>このため、もっと府民に具体的な行動という観点からの環境教育を進めるべき。</p>	<p>持続的な発展が可能な社会を実現するためには、私たち一人ひとりが廃棄物問題をはじめ様々な環境問題への理解と認識を深め、それを実践行動に結び付けていく必要があります。そのためには環境教育は欠かせないものと考えています。</p> <p>リサイクル・廃棄物の減量化については、府民団体、事業者団体、行政で組織されている大阪府リサイクル社会推進会議が策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の中で、府民、事業者、行政の役割とそれぞれの実践行動をとりまとめています。</p> <p>また、平成17年3月に策定した「大阪府環境教育等推進方針」では、環境倫理・モラルに根ざした価値観を醸成するため、人材の育成・活用、学習の場の提供、環境教育等の普及啓発と府民活動の推進などの各種施策を推進することとしています。</p> <p>今後とも、アクションプログラムや推進方針に基づき、府民・事業者・行政がパートナーシップを深めながらさまざまな実践行動を積極的に展開できるように努め、環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現をめざしていきます。</p>